競技会及び海外交流規則

（目　的）

第１条　本規則は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が日本国内で行なう競技会（以下「競技会等」という。）の円滑な運営及び諸外国との水泳競技の交流並びに外国籍競技者の取り扱いについて定める。

（競技会等）

第２条　本規則において、競技会等とは、水泳競技会、水泳記録会、模範競技会、試泳会その他水泳競技を内容とする行事をいう。

（公式競技会及び公認競技会）

第３条　本連盟および本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が主催する競技会等を公式競技会とする。

２　別に定める手続きに従って、本連盟または加盟団体により公認された競技会等を公認競技会とする。

（国際競技会の公認申請義務）

第４条　本連盟の公式競技会を除き､外国から競技者を招聘しその規模が各国水泳連盟（ＮＦ）間に及ぶ国際競技会並びに海外交流競技会等の主催者は、加盟団体を通じその競技会等の国際競技会公認申請をしなければならない。

２　前項に基づき外国人競技者を招聘する国際競技会並びに海外交流競技会等を実施する場合は、その加盟団体は本連盟を通じ、出場する外国人競技者の競技者資格を確認しなければならない。

（外国人競技者を招聘する競技会の届け出義務）

第５条　本連盟の公式競技会を除き、外国から招聘した競技者が参加する競技会等の主催者は、加盟団体を通じ、本連盟にその競技会等の届け出をしなければならない。

２　前項に基づき外国人競技者を招聘する競技会等を実施する場合は、その加盟団体は本連盟を通じ､出場する外国人競技者の競技者資格を確認しなければならない。

（公認競技会の要件）

第６条　公認競技会は、つぎに掲げる要件を備えなければならない。

（１）開催日程、会場、競技の内容、参加資格等があらかじめ一般に発表されていること

（２）競技参加者は、本連盟に登録された競技者に限られること

（３）主要競技役員は公認審判員及び公認競技役員で構成されること

（４）競技施設は公認プールを使用すること

（５）本連盟又は加盟団体より総務委員の派遣を受けること

（記録等の公認）

第７条　公式競技会及び公認競技会以外の競技会等の記録、得点および成績（以下「記録」という。）は、本連盟の公認を受けることができない。

（競技会等の名称の制限）

第８条　公式競技会のほか、「全日本」、「日本」、「全国」その他我が国を代表する意味を有する語句を競技会の名称に冠してはならない。

ただし、事前に加盟団体を通じ本連盟の承認を得たときは、この限りではない。

（特定の競技会）

第９条　本連盟と共催する場合を除き、本連盟以外に日本選手権水泳競技大会その他本連盟が発行する「主要競技会要項」に定められた競技会を主催することはできない。

（登録競技者の参加制限）

第10条　本連盟の登録競技者は、公式競技会および公認競技会以外の競技会等に参加（参加申込を含む）してはならない。

ただし、公認されない競技会等に参加しようとする登録競技者が、その競技会等の開催日の7日前までに主催者と連署の文書をもって、競技者の属する加盟団体に届け出て、その承認を本連盟から得たときはこの限りではない。

（競技会主催者の報告義務）

第11条　加盟団体および公認競技会の主催者は、その競技会終了後3日以内に記録その他の詳細を、加盟団体は直接、その他は公認申請を行った加盟団体を通じて本連盟に報告しなければならない。

（外国派遣）

第12条　本連盟が派遣する場合を除き、国外で行われる競技会等に我が国又は我が国の一部を代表し参加する登録競技者は、参加申込締切日の60日前までに競技者の属する加盟団体を通じ本連盟の承認を得なければならない。

２　前項の規定は、技術指導または研修のため外国の招聘に応じる者にも準用する。この場合の承認手続きは招聘に対する回答期限の3週間前までとする。

（細　則）

第13条　本規則に定める以外の競技会に関する事項は、細則でこれを定める。

（本規則の変更）

第 14 条　本規則は、理事会の決議により変更することができる。

附則　1　本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。